

財務省告示第百十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 六回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項並びに国債整理基金特 別会計法（明治三十九年法律第 六号）第五十一条及び第五十 二条	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法（という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の高 各申込みのうち応募価格の高 ものかからその応募額を順次割 当てる。	第十一条第一項の規定に基づき 発行した利付国債に基 額面金額で三千万円、千億、三 五十五万円で、千億、千三 会計法第五十一条の規定に基 づき発行した利付国債に基 は、額面金額で七十四億七千 百六十万円、同法第五十二条の	

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利子
十四 払込み

規定に基づき発行した利付国債
に ついては、額面金額で千九百
三 億八千二百八十五万円
四 千九百七十一億五千万円
五 万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金額
の整数倍の金額によるものとす
る。

平成十六年二月二十五日
額面金額百円につき九十九円五
十 五銭以上のそれぞれに応募価
格

一・八パーセント
(一) 募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式
により算出した金額から当該金
額に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に おいて取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算
した金額に当該非居住者又は
外国人が適用を受けた金額を
乗じた金額を控除

の税率を乗じた金額を控除

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	入札参加	払場所	元金支	償還額	償還限	第二期以後の利子

平成十六年二月二十五日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成十五年十二月二十日

る利子を払う。

いて、その日以前六月間に属す

日を、支払期とし、及び十二月二十

毎年の六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

す。期日について同じ。

次号及び第十六号において規定

その翌営業日に支払うときは、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、支払期

とし、次の算式により算出した

平成十六年六月二十日を支払

する。ことのできる。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$